

洪水・高潮（水防法）に関する
避難確保計画（案）

（ 北九州市立本城小学校 ）

・その他の箇所も施設の特性に合わせて、適宜修正を行なって下さい。
避難確保計画中の図表はすべて別紙とし、巻末等へ集約しても構いません。

作成：令和 2年 6月 9日

改訂：令和 4年 6月 1日

目的

洪水・高潮(水防法)に関する避難確保計画(以下、「避難確保計画」という)は、水防法第15条の3第1項に基づき、〔北九州市立本城小学校〕施設近隣で洪水・高潮の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、洪水・高潮災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、〔北九州市立本城小学校〕に勤務する職員(以下「職員」という)および〔児童・生徒・幼児〕または出入りする全ての者に適用する。

責任者等の責務

責任者等は、〔北九州市立本城小学校〕における洪水・高潮等による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、避難確保計画に基づき職員を指揮し、〔児童・生徒・幼児〕等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、北九州市の「もらって安心災害情報配信サービス」等の受信登録を自ら実施するとともに、職員に対しても登録するよう勧奨する。

職員の責務

職員は、責任者の指揮のもと〔児童・生徒・幼児〕等の人命の確保のため、本避難確保計画に基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

1 立地条件と災害予測

想定される洪水・高潮の把握

[**北九州市立本城小学校**] 近隣で洪水・高潮発生のおそれがある箇所および被害のおそれのある区域を下記に示す。

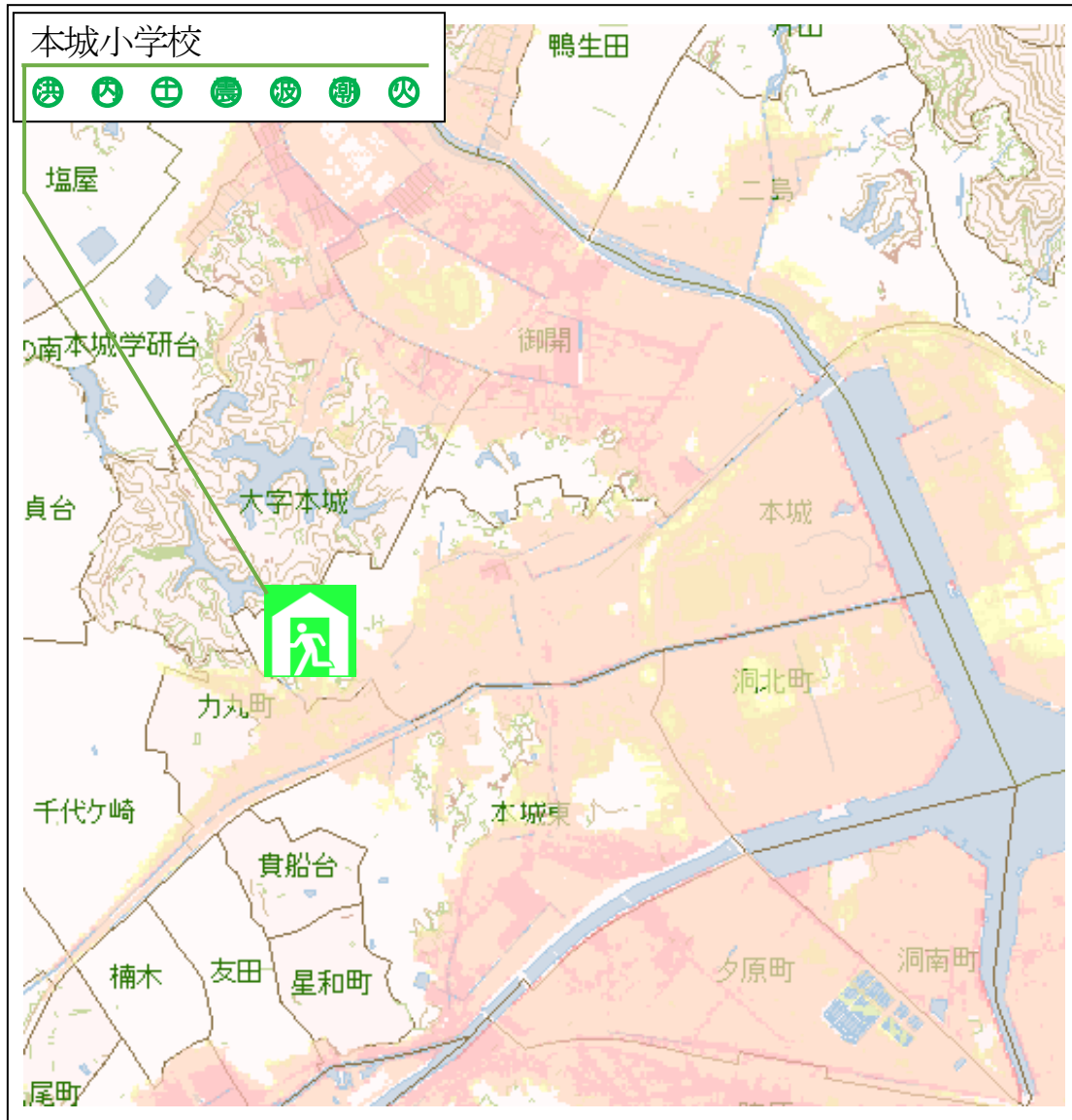


図1. 施設周辺状況図

2 情報の収集

洪水・高潮等に関する主な情報の入手方法を表1に示す。

表1. 主な情報および入手方法

情報名	主な入手方法	参考	職員 共有方法	
2-1 「気象情報」	天気予報	インターネット、テレビ、ラジオ等	福岡管区気象台HP	メール等
	注意報・警報	インターネット、テレビ、ラジオ等	福岡管区気象台HP	メール等
	雨雲の予測	インターネット、テレビ	福岡管区気象台HP	メール等
	台風情報	インターネット、テレビ、ラジオ等	福岡管区気象台HP	メール等
2-2 「雨量・水位」	雨量情報	インターネット	防災情報北九州HP	メール等
	河川水位情報	インターネット		
2-3 「土砂災害の 危険度に関する 情報」	土砂災害警戒情報	もらって安心災害情報配信サービス	防災情報北九州HP	校内放送等
	土砂災害補足情報	インターネット	防災情報北九州HP	メール等
	土砂災害警戒判定 メッシュ情報	インターネット	福岡管区気象台HP	メール等
2-4 「避難に関 する情報」	避難準備・高齢者等避難開始	もらって安心災害情報配信サービス	防災情報北九州HP	校内放送等
	避難勧告	もらって安心災害情報配信サービス	防災情報北九州HP	校内放送等
	避難指示（緊急）	もらって安心災害情報配信サービス	防災情報北九州HP	校内放送等

2-5 各防災情報を入手した場合の対応

各情報を入手した際は、下記を参考にフローを作成し、正確かつ迅速に対応すること。

(例) ※ 各校園において既存の連絡網を添付してもよい。学校危機管理マニュアル(様式1)でも可
緊急事態発生時の連絡先一覧表

様式 1

1 緊急時の通報要領(※ 通報はあわてず、落ち着いて)

【怪我人がいるときは119番】【犯罪などは、110番】

- ① 学校名 北九州市 本城小 学校
- ② 学校住所 八幡西区本城一丁目23番1号
- ③ 電話番号 093-691-0154
- ④ 通報者 ○○ ○○
- ⑤ 通報内容 ●いつ ●どこで ●誰が ●何を ●どうした

※ 怪我人がいるとき(何人、何歳、症状など)
※ 犯人は(人相・車種・逃走方向等)

2 関係機関の連絡先

機 関 名	電 話 番 号	担 当 者
折尾警察署(緊急時 110番)	691-0110	
八幡西消防署(緊急時 119番)	642-4001	
教育委員会 指導第二課	582-2367	安部指導主事
同 上 学校保健課	582-2381	中山課長
同 上 施設課	582-2361	江藤課長
同 上 学事課	582-2378	青柳課長
学校医 医生丘クリニック(内科)	601-5555	田中医師
学校医 医生丘眼科(眼科)	603-4155	武田医師
学校医 川野歯科医院(歯科)	691-3445	川野医師
学校医 協園耳鼻科(耳鼻科)	603-3387	協園医師
片山整形外科(外科)	601-1001	片山医師
学校薬剤師 共有調剤薬局	691-0895	三瀨薬剤師
八幡西保健所	642-1441	
機械警備会社: 全日警	662-3433	

※ 災害発生、危険な兆候を察知した場合は119番通報

<[通報例]

- ①どこで・・「△△学校」住所は、北九州市〇〇区〇〇1-1 TELは、000-0000 です。
- ②なにが、どうなった・・北側が少しずつ浸水してきました。
- ③今の対応は・・〔児童・生徒・幼児時〕を2階以上で反対側である南側に避難誘導しています。

3 防災体制

3-1 職員の防災体制について

表3の各判断基準に達した場合は、速やかに体制をとること。

表3. 防災体制について

区分	防災指令名	発令基準	動員・配備すべき職員の基準	北九州市危機管理基本指針に基づく危機レベル
災害警戒本部	初動警戒体制	気象台が注意報又は警報を発表し、災害発生のおそれがあるとき。	情報収集及び伝達に必要な人員	橙色 (オレンジ)
	初動警戒体制(避難準備)	台風等の接近時又は気象台が注意報を発表し、警報に切り替える可能性を言及している場合で、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準に該当するとき。	避難所開設に伴う避難者への対応等に必要な人員	
	警戒体制	気象台が注意報又は警報を発表し、軽微な災害が発生したとき。	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第1配備体制	災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	災害に対する応急対策活動に必要な人員	赤色 (レッド)
	第2配備体制	災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	総合的な応急対策活動に必要な人員	
	第3配備体制	市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	全職員	

※防災指令の発令にあたっては、公共交通機関の運休や道路状況等を十分に考慮する。

3-2 防災体制毎の役割分担

(1) 各班の任務

各班の役割分担は表4のとおりとする。

表4. 役割分担表(例) ※ 学校危機管理マニュアルの教職員の主な役割分担で可

担当	業務内容
校長	・総括責任(避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般)
教頭	・気象・災害の情報収集 ・職員への連絡、職員の安否確認 ・関係機関との連絡、調整 ・避難状況のとりまとめ
教務	・食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出 ・備蓄品の補給
各担任	・〔児童・生徒〕の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・〔児童・生徒〕への状況説明 ・〔児童・生徒〕の避難誘導 ・〔児童・生徒〕の保護者への引き渡し ・火の元の確認、初期消火
全職員	・負傷者の救出 ・負傷者への応急処置 ・負傷者の病院移送

3-3 職員の連絡体制

職員の連絡体制は、図2のとおりとする。下記の緊急連絡網に従い、必要な職員の招集・参集を行ない、体制を取る。学校外での活動、休日・夜間も想定したものを
作成すること。 ※学校の緊急連絡網で可

いっせいメールにて全職員に通知

3-4 〔児童・生徒〕連絡体制の把握

いっせいメールにて全児童に連絡

日常的に〔児童・生徒〕名簿の更新を行ない、情報を一覧表にまとめておく。

4 休校（園）や避難方法の判断基準（事前対策）

4-1 学校の休校（園）判断

台風の接近などあらかじめ洪水・高潮の危険性が高まることが予測される場合は、各職員の役割分担を再確認する。

休校（園）の判断基準（例）

- ・委員会からの通知
- ・台風が直近を通ることが予想されるとき。
- ・記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

4-2 避難の判断

(1) 自主避難の判断

避難で最も重要となるのが、自主避難の判断であり、危険が察知された場合は北九州市からの情報を待つことなく直ちに避難を開始する。

降雨や浸水の状況により、施設（校舎）の外に出ることが危険と判断される場合は、崖から遠く、かつ上の階に避難する。

(2) 市町や、インターネット、ラジオ、テレビ等からの情報に基づく判断

- ① 避難準備・高齢者等避難開始：避難を開始する。
- ② 避難勧告：避難
- ③ 避難指示（緊急）：直ちに避難

5 避難

5-1 避難方法

事前に定めた方法により、出来るだけ早い時期に避難する。

5-1-1 施設（校舎）外避難

（学校が水防法警戒区域内である等の場合）あらかじめ決められた避難場所（本城市民センター）へ避難誘導する。

ただし、屋外に出るより、体育館、上の階の教室廊下等（体育館等が浸水のおそれのない場所にある場合）に逃げた方が安全と判断される場合は、まず体育館等に避難する。

避難所への避難経路は、下記のとおりとする。

（施設外避難路を記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。）



図3. 避難計画路（施設（校舎）外避難）

5-1-2 施設（校舎）内避難

施設（校舎）内避難は、避難路で浸水が発生した場合や激しい降雨などで屋外へ出ることが危険な場合はリスク回避として、施設（校舎）内での避難とする。ただし、施設（校舎）内避難は原則として、構造的に強固である（校舎が鉄筋コンクリート造等）場合とし、崖側から離れた場所であり、なるべく上階である口口室へ避難誘導する。（施設内の図面にあらかじめ避難路・避難スペースを記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。） 施設（校舎）内の各教室より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。 ※「職員ポータル→GIS」で確認できます。

本城小学校は鉄筋コンクリート造なので、4階多目的室、理科室、3階音楽室、家庭科室の使用が可能である。

令和4年度 教室配置図(案)

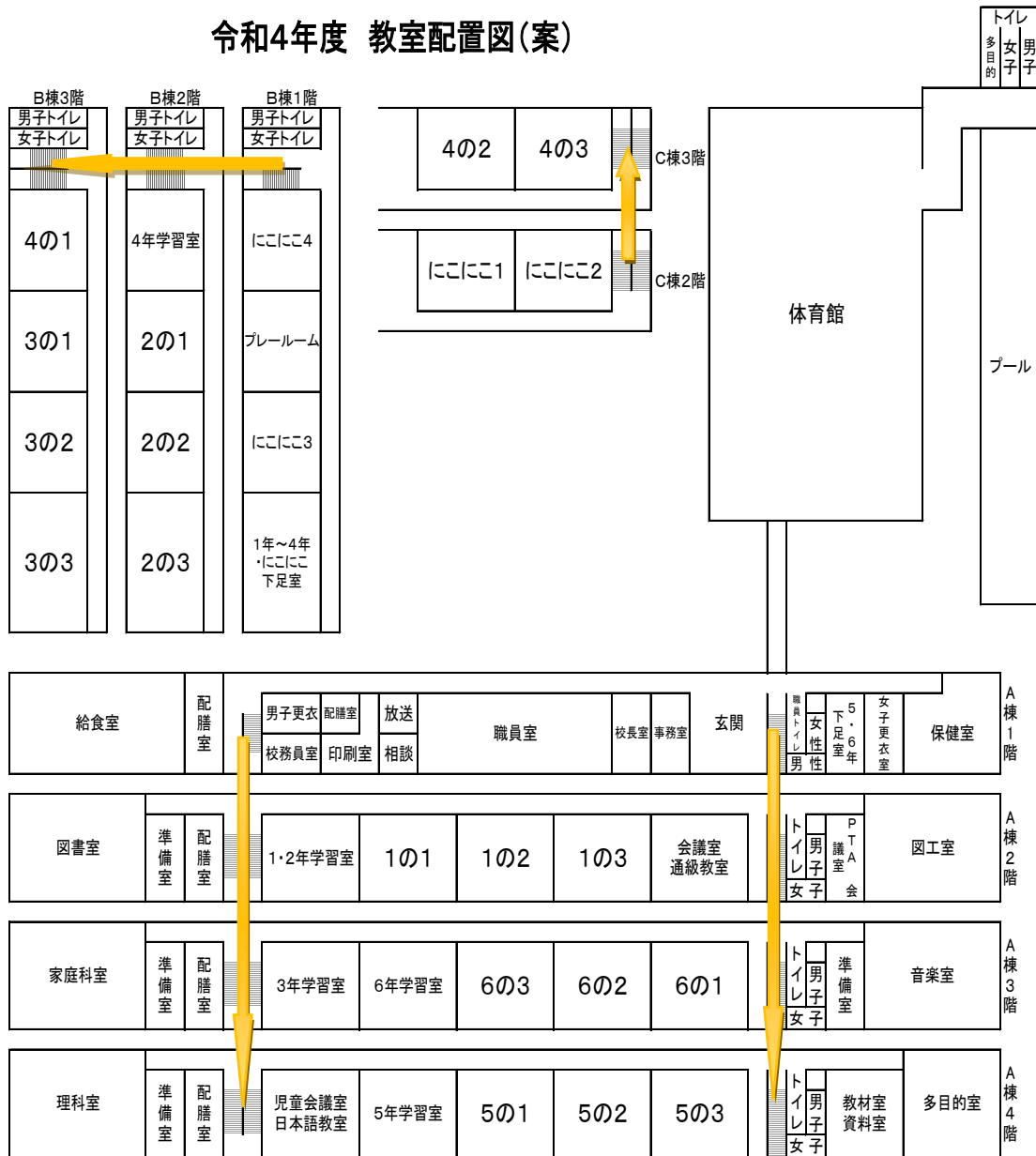


図4. 避難経路（校舎内避難）

5-2 保護者等への連絡

定められた連絡方法により、〔児童・生徒・幼児〕の保護者および関係者への連絡を行うこと。

3-4 児童・生徒名簿一覧表 による。

避難を実施した場合は、「災害時連絡カード」を活用し、確実に引渡しを行う。

関係者への連絡先は下記のとおり。

表5. 緊急連絡先一覧表

※学校危機管理マニュアル（様式1）で可

機 関 名	電 話 番 号	担当者
折尾警察署（緊急時 110番）	691-0110	
八幡西消防署（緊急時 119番）	642-4001	
教育委員会 指導第二課	582-2367	大江指導主事
同 上 学校保健課	582-2381	角野課長
同 上 施設課	582-2361	太田課長
同 上 学事課	582-2378	仲道課長
学校医 医生丘クリニック（内科）	601-5555	田中医師
学校医 医生丘眼科（眼科）	603-4155	武田医師
学校医 川野歯科医院（歯科）	691-3445	川野医師
学校医 協園耳鼻科（耳鼻科）	603-3387	協園医師
片山整形外科（外科）	601-1001	片山医師
学校薬剤師 共有調剤薬局	691-0895	三洸薬剤師
八幡西保健所	642-1441	
機械警備会社：全日警	662-3433	

※ 情報伝達系統図及び緊急連絡先一覧を校舎内に掲示すること

役 職	氏 名	電話番号
校 長	近藤 勝彦	093-602-7213
教 頭	清家 教之	093-742-4154
P T A会長	本田 裕樹	093-692-4333
医生丘小学校（近隣小学校）	校長 田中 民兵	093-603-0362
赤坂小学校（近隣小学校）	校長 針尾 泰久	093-603-4541
光貞小学校（近隣小学校）	校長 西村 直美	093-603-4511
本城中学校（近隣中学校）	校長 菱谷 恒一	093-601-1509
本城自治区会長	仲道 光雄	093-691-3478
本城東自治区会長	桑原 一夫	093-691-1148
御開自治区会長	仲 賢六郎	093-691-4522
柳原自治区会長	綱分 ふさ代	093-603-0755

5-3 健康ケアとメンタル対策

〔児童・生徒〕の健康状態や精神状態を継続的に確認し、必要な対応を行うこと。

5-4 食料等備蓄品

情報収集および伝達、避難誘導の際に使用する施設および資機材として、表6に示すものを備蓄し、維持管理に努める。 ※学校で必要なものを記載し、保管場所を共通理解しておく。

表6. 備蓄品や災害時必要品一覧（例）

区 分	品 名
情報機器等	携帯ラジオ、トランシーバー、メガホン
医療品等	消毒薬、胃腸薬、傷薬、鎮痛剤、ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏、はさみ、体温計など
その他	名簿

以下、必要に応じて

生活用品等	ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、女性用品、施設内避難のための寝具
移送用具等	車いす、ストレッチャーなど
作業機材等	かなづち、のこぎり、釘、スコップなど
医療施設用	緊急用医療機器、医薬品、医療用具など
食料品等	米、インスタント食品、飲料水（1人1日3リットル）など
その他	

6 点検

6-1 施設（校舎）周辺・避難経路の定期的な点検

責任者は、定期的に施設（校舎）周辺を点検し、降雨時のがけの異常等を把握する。

(1) 施設（校舎）周辺の点検

・〔本城市民センター〕避難場所に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物がないか

点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

・施設（校舎）内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

(2) 避難経路の点検

・〔本城市民センター〕避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、職員に情報を共有する。

6-2 施設、設備の定期的な点検

責任者は、災害時に損壊や転倒等を防止するよう努める。

7 防災教育・訓練の実施

7-1 職員への防災教育

責任者は、浸水の危険性や河川の氾濫など、警戒避難体制に関する事項を職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。その主な内容は以下のとおり。

- ① 浸水や河川の氾濫の現象について
- ② 情報収集および伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

7-2 防災訓練の実施

訓練は、防災教育と一連で実施することを基本とする。また、全職員・〔児童・生徒〕を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するために行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集および伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

訓練の実施時期は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね〔1〕回行う。

- ・新規採用職員および異動により新たに赴任してきた職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で異動がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ・全職員を対象とした情報収集・伝達および避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

【掲示用 避難確保計画イメージ】※校舎内の見やすいところに掲示

